

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第29号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第30号 令和5年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第31号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第32号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 月形町民保養センター宿泊施設条例を廃止する条例の制定について
- 議案第34号 月形町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 同意案第2号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第3号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第4号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第5号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第6号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第7号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第8号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第9号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第10号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第11号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第12号 月形町農業委員会委員の任命について
- 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度月形町一般会計補正予算第8号）
- 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算第6号）
- 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度月形町一般会計補正予算第1号）
- 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（令和4年度月形町一般会計）
- 報告第2号 株式会社月形町振興公社の経営状況について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 意見案第2号 農畜産物の安全性並びに生産継続のための防疫の徹底に関する要望意見書の提出について
- 会議案第2号 議員派遣について

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

- 議長 大釜 登 ただ今の出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

6月8日に引き続き会議を再開いたします。 (午前10時00分開会)

直ちに本日の会議を開きます。 (午前10時00分開議)

議事日程第2号はお手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- 議長 大釜 登 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

松田 順一 議員

若井 昭二 議員

の両名を指名いたします。

### ◎ 日程2番 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度月形町一般会計補正予算第8号）

- 議長 大釜 登 日程2番 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度月形町一般会計補正予算第8号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案書3ページをお開きください。ただ今、議題となりました承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。承認第1号は、地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものであります。

5ページをお開きください。専決処分書であります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日に専決処分をしたものであり、令和4年度月形町一般会計補正予算（第8号）を定めたものであります。補正予算の要旨ですが、令和4年度末を迎え、例年同様、決算見込みの精査を行っての予算の最終整理をさせていただいたものであります。補正予算の第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,090万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億1,208万9,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、6ページから7ページの第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

40ページをお開きください。事項別にご説明申し上げます。歳出です。

2款 総務費 1項 総務管理費 3目 企画費、補正額1,402万9,000円減額。説明欄ですが、一番上段、ふるさと納税推進事業530万1,000円減額でございます。令和4年度のふるさと納税寄附金の実績が見込みより530万円ほど少なくなったため、その係る経費等について減額するものです。その下、日常生活機能対策事業872万8,000円の減額につきましては、日常生活機能対策乗合バス事業補助金ですが、札沼線代替バス、2路線ありますが、この運行事業者に対する補助金の減額であります。国の補助金が当初見込みより増額し、減額となる分が350万円ほど、残りは運行経費の減少による減額でございます。次に、42ページです。4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費、補正額2,313万9,000円減額。説明欄ですが、病院事業会計繰出金の負担金の減額でございます。町立病院事業会計における収益的支出の減額等に伴いまして、一般会計負担金の減額を行うものでございます。2目 予防費、財源振替でございます。補正額はございません。一般財源で執行しておりました新型コロナウイルス感染症対策経費に地方創生臨時交付金を充てることとしたための財源振替でございます。続きまして、44ページでございます。6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業振興費、補正額はありませぬ。財源振替です。本年3月に寄付をいただきました企業版ふるさと納税1件100万円につきまして、新規就農対策事業の財源に充てることとしたものであります。続きまして、46ページ、8款 土木費 2項 道路橋梁費 4目 除雪対策費213万2,000円減額。説明欄ですが、町道及び公共施設除排雪業務の減額でございます。計上しておりました予算を下回る委託料で除雪業務を完了することができたものでございます。また、除雪対策経費に対しまして、道補助金600万円が交付されたことにより財源振替も行っております。次に、48ページです。9款 消防費 1項 消防費 2目 防災費、補正額1億2,020万8,000円増額。説明欄ですが、防災対策経費として北海道市町村備荒資金組合への負担金でございます。改めて見込みを立てました、令和4年度の歳入歳出決算の見込みによりまして、決算剰余金の一部を北海道市町村備荒資金組合に納付、積立てするものでございます。北海道市町村備荒資金組合への納付金につきましては、本年3月の第1回定例会においても1億2,970万円予算補正しておりまして、令和4年度におきましては、合わせて約2億5,000万円を新たに納付、積立てをするものでございます。

次に、14ページをお開きください。歳入です。2款 地方譲与税 1項 地方揮発油譲与税 1目 地方揮発油譲与税、補正額97万円増額。額の確定による補正でございます。2項 自動車重量譲与税 1目 自動車重量譲与税、

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

補正額683万2,000円増額。同じく、額の確定による補正でございます。次に、16ページ、4款 配当割交付金 1項 配当割交付金 1目 配当割交付金、補正額41万9,000円増額。同じく、額の確定による補正でございます。次に、18ページ、5款 株式等譲渡所得割交付金 1項 株式等譲渡所得割交付金 1目 株式等譲渡所得割交付金、補正額23万8,000円増額。同じく、額の確定による補正でございます。次に、20ページ、6款 法人事業税交付金 1項 法人事業税交付金 1目 法人事業税交付金、補正額132万6,000円増額。同様に、額の確定による補正でございます。次に、22ページ、7款 地方消費税交付金 1項 地方消費税交付金 1目 地方消費税交付金、補正額2,283万円増額。説明欄のとおり、2件にわたりまして額の確定による補正でございます。次に、24ページです。8款 環境性能割交付金 1項 環境性能割交付金 1目 環境性能割交付金、補正額126万6,000円増額。額の確定による補正でございます。次に、26ページ、9款 地方特例交付金 1項 地方特例交付金 1目 地方特例交付金、補正額96万6,000円増額。同じく、額の確定による補正でございます。続きまして、28ページ、10款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税、補正額6,639万9,000円増額。特別交付税の額の確定により、補正をするものでございます。続きまして、30ページ、14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金、補正額90万7,000円増額。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですけれども、交付額が決定されましたので、補正をするものです。続きまして、32ページ、15款 道支出金 2項 道補助金 6目 土木費道補助金、補正額600万円増額、説明欄のとおりでございます。続きまして、34ページ、17款 寄附金 1項 寄附金 2目 総務費寄附金、補正額430万6,000円減額。内訳ですが、説明欄、ふるさと納税寄附金530万6,000円減額、企業版ふるさと納税寄附金100万円の増額でございます。企業版ふるさと納税寄附金ですが、予算額は30万円計上しておりましたが、実績が2件で130万円ございましたので、100万円増額するものでございます。続きまして、36ページ、18款 繰入金 1項 基金繰入金 8目 札沼線代替輸送事業等基金繰入金、補正額2,673万2,000円減額でございます。歳出で説明申し上げましたが、日常生活機能対策乗合バス事業における財源として、この基金の繰入金を見込んでおりましたが、この財源につきましては、特別交付税で措置されることとなったために、当該基金からの繰入れをしないこととしたものでございます。続きまして、38ページ、20款 諸収入 5項 雑入 5目 雑入、補正額379万3,000円増額。説明欄ですが、新市町村振興宝くじ交付金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費過年度負担金の2件でございます。

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
  - 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
  - 議員 我妻 耕 1点だけ、お伺いしたいのですが、41ページ、日常生活機能対策事業、日常生活機能対策乗合バス事業補助金872万8,000円減額ということで補正されていますが、2路線の補助金が350万円減額、もう一つ、運行経費の減額ということで、残り約500万円ということで考えて良いのか。  
それから、運行経費の減額というのは、元々、大きく見積もったからなのか。どこの部分の減額なのか、教えていただきたいと思えます。
  - 議長 大釜 登 企画振興課参事。
  - 企画振興課参事 竹内 晶 お答えします。まず、当該路線バスにつきましては、運行実績に基づきまして補助金を交付しております。先ほどの350万円につきましては、新たな補助金が追加されたということで、当該運行経費事業に収入が見込めたということで、補助金については減額。それ以外の運行経費につきましては、実績に基づいて補助金を執行しておりますので、運行実績に基づいての補助金の減額。  
運行経費につきましては、当初予算におきまして、運賃収入や運行に関する経費として人件費その他燃料費を含めて見込んだ中で、実際に実績として減額になったということで、実態としては、少し多めと言いますか、余裕を持ったわけではないですけれど、ある程度の経費を見込んだ中で、事業者の努力によりまして経費が少し削減され、そのような実績に基づいて全体的に減額になったということでございます。以上です。
  - 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
  - 議員 我妻 耕 了解しました。
  - 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
  - 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。承認第1号は、この際、討論を省略し、原案のとおり承認することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
  - 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- ◎ 日程3番 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算第6号）

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

- 議長 大釜 登 日程3番 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算第6号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書51ページをお開きください。ただ今、議題となりました承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。承認第2号は、地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものであります。

53ページをお開きください。専決処分書であります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日に専決処分をしたものであり、令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第6号）を定めたものであります。補正予算の要旨ですが、令和4年度末を迎え決算見込みの精査を行っての予算の最終整理をさせていただいたものであります。補正予算第2条 収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部、1款 病院事業収益 1項 医業収益では、外来収益231万9,000円増額、一般会計負担金2,313万9,000円減額、計2,082万円減額して、病院事業収益の総額を7億2,501万2,000円とするものであります。支出の部、1款 病院事業費用 1項 医業費用では、薬品費2,082万円減額し、病院事業費用の総額を病院事業収益の総額と同様の7億2,501万2,000円とするものであります。収入及び支出の予定額の内容につきましては、議案書60ページから63ページの補正予算説明書のとおりであります。

補正予算第3条ですが、たな卸資産購入限度額を1億2,916万7,000円に改めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。お諮りいたします。承認第2号は、この際、討論を省略し、原案のとおり承認することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

◎ 日程4番 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度月形町一般会計補正予算第1号）

○ 議長 大釜 登 日程4番 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度月形町一般会計補正予算第1号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書65ページをお開きください。ただ今、議題となりました承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。承認第3号は、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものであります。

67ページをお開きください。専決処分書であります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年4月12日に専決処分をしたものであり、令和5年度月形町一般会計補正予算（第1号）を定めたものであります。補正予算の要旨ですが、本町では、今年13日から実施する予定の令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費の追加を主とする予算補正であります。補正予算の第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,240万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億940万3,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、68ページから69ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

82ページをお開きください。事項別の内容です。はじめに歳出です。4款 衛生費 1項 保健衛生費 2目 予防費、補正額1,240万3,000円増額。説明欄ですが、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進事業でございます。本町では、令和5年度の春から夏にかけてと秋から冬にかけて2回の集団接種を予定しており、先ほど申し上げましたが、1回目は、今年13日から実施をする予定であります。対象者は、1回目は65歳以上の方、基礎疾患のある方、医療・福祉施設従事者でございます。2回目は、12歳以上の全町民、5歳から11歳の児童は、現在、岩見沢市の医療機関での受入れ依頼をしている最中でございます。いずれも、ワクチン接種につきましては、無料で接種を受けられることとなっております。このワクチン接種の推進事業の一番下段、過年度国道支出金精算返納金313万9,000円につきましては、令和2年度から令和4年度にかけて受領した新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国道支出金の精算による返納金でございます。

76ページをお開きください。歳入です。14款 国庫支出金 1項 国庫負担金 2目 衛生費国庫負担金、補正額683万5,000円増額、2項 国

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

庫補助金 3目 衛生費国庫補助金 242万7,000円増額。いずれも新型コロナウイルスワクチン接種対策、接種体制確保に係る負担金と補助金です。次に、78ページです。18款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金、補正額313万9,000円増額でございます。先ほど申し上げました過年度国道支出金の返納金の財源とするものでございます。次に、80ページ、20款 諸収入 5項 雑入 5目 雑入 補正額2,000円増額、説明欄のとおりでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。お諮りいたします。承認第3号は、この際、討論を省略し、原案のとおり承認することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

### ◎ 日程5番 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例の一部を改正する条例の制定について）

- 議長 大釜 登 日程5番 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書87ページをお開きください。ただ今、議題となりました承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。承認第4号は、地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものであります。

89ページをお開きください。専決処分書であります。月形町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日に専決処分をしたものであります。改正の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和5年3月31日に公布されたことに伴いまして、月形町税条例について所要の改正を行うものであります。主な改正点について説明をいたします。個人住民税につきましては、低未利用地・空き地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が、令和7年12月末



## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

まで3年間延長をする改正であります。固定資産税では、中小企業者等が生産性向上に資する一定の機械装置等を取得し、要件に該当した場合に最長4年間課税標準を2分の1又は3分の1とする改正であります。自動車及び軽自動車税の環境性能割の税率区分については、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置くこと。また、原動機付自転車から区分して新たに定義をされた特定小型原動機付自転車、電動キックボード等ですが、これに係る税率を2,000円とする改正であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。お諮りいたします。承認第4号は、この際、討論を省略し、原案のとおり承認することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
  
- ◎ 日程6番 議案第33号 月形町民保養センター宿泊施設条例を廃止する条例の制定について、日程7番 議案第29号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第2号）
- 議長 大釜 登 日程6番 議案第33号 月形町民保養センター宿泊施設条例を廃止する条例の制定について、日程7番 議案第29号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第2号）は、関連がありますので一括議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書177ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第33号 月形町民保養センター宿泊施設条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第33号は、月形町民保養センター等改修基本計画に基づきます町民保養センター等整備事業を進めるに当たり、温泉ホテル又はホテル本館と称されております月形町民保養センター宿泊施設を解体撤去するため、当該施設条例を廃止しようとするものであります。なお、この関連予算につきましては、議題となりました議案第29号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第2号）でご審議をいただくものであります。以上で説明を終わります。

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

続きまして、議案書97ページをお開きください。議案第29号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,855万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,796万1,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、98ページから99ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

120ページをお開きください。事項別にご説明申し上げます。最初に歳出です。2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 24万5,000円増額。職員普通旅費ですが、採用職員の赴任旅費、当初予算より3名増えての採用でございましたので、その赴任に係る増額でございます。3目 企画費 1,340万9,000円増額。説明欄ですが、地域公共交通対策事業 1,324万4,000円増額でございます。札沼線代替バスのバスベイ設置に係る調査設計業務としての計上でございます。今後、バスベイ設置を2箇所予定しており、一つは、旧石狩月形駅前、もう一つは、町民保養センターの近辺と考えております。その調査設計を行うものですが、財源につきましては、JR北海道からの交付を見込みます札沼線代替輸送事業等支援金バスベイ設置対応分を予定しております。説明欄、鉄道跡地整備事業 16万5,000円増額、旧JR札比内駅の電気設備の修繕料でございます。この修繕の財源ですが、令和5年度に入って寄付がありました企業版ふるさと納税を財源とするものでございます。4目 情報推進費 1,028万6,000円増額。説明欄ですが、一番上段、地域情報通信基盤整備事業 20万6,000円増額、IPに係る札比内局舎の空調設備の修繕料でございます。その下、情報セキュリティ強化対策事業 2,962万9,000円につきましては、役場庁舎サーバーOS更新設定業務でありましたが、この後、説明申し上げますデジタル田園都市国家構想交付金事業に振り替えて行うため、全額減額するものでございます。デジタル田園都市国家構想交付金事業 3,970万9,000円増額ですが、国庫補助金事業であり、事業採択されました。事業費のおおよそ2分の1の1,940万3,000円を歳入で見込んでおります。事業概要につきましては、全町民のための電子申請環境整備としまして、具体的には、役場庁舎外での出張窓口等の体制整備、簡易的な書かない窓口の設置、電子申請システム導入体制の整備、デジタルサイネージの設置、公共施設利用者への情報発信強化などであります。8目 財産管理費 58万9,000円増額。説明欄ですが、旧知来乙小学校管理経費 29万2,000円増額、修繕料でございます。今年の冬、屋根からの落雪によっ

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

て損傷した外壁等の修繕料です。公共施設等解体工事ですが、篠津開拓婦人ホームの解体撤去に向けた事前調査業務で、アスベスト含有事前調査を行うものです。3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費204万9,000円増額。説明欄、戸籍住民基本台帳事務経費であります。出産、育児に伴い休暇を取得する職員の代替職員を、会計年度任用職員として採用する経費であります。人員1名を採用して、期間は本年7月1日から来年3月31日までとしております。続きまして、122ページです。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額4,727万1,000円増額。説明欄ですが、新型コロナウイルス感染症対策経費交付金350万4,000円、物価高騰の大きな影響を受けております医療・福祉施設に運営費の一部を助成するもので、この支援の基準ですが、入所、通所施設は定員数に6,000円を乗じた金額、定員のない施設、その他の施設は、一律、1施設当たり1万2,000円を交付するものであります。支援対象事業所は、全部で25事業所でございます。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業1,649万2,000円ですが、住民税非課税世帯に1世帯当たり10万円を給付した事業で、子育て世帯等臨時特別支援事業の令和3年度及び令和4年度の事業費分、事務費分に係る精算返納金でございます。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業460万2,000円ですが、令和4年度に住民税非課税世帯1世帯当たり5万円を給付した事業の事業費、事務費に係ります精算返納金でございます。その下、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業2,267万3,000円につきましては、エネルギー、物価高騰の影響が大きい低所得世帯、住民税非課税世帯等に対しまして、1世帯当たり3万円を給付するものであります。予定している給付金は700世帯で2,100万円分を見積もっております。給付金のほかは事務経費であります。この給付金事業ですけれども新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とするものであります。2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費66万7,000円増額。説明欄、認定こども園運営経費7,000円、過年度国道支出金精算返納金、令和4年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の精算返納金でございます。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業66万円につきましては、食品等の物価高騰の影響を受けます、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しまして、18歳未満の児童1人当たり5万円を支給する、全額国費の事業でございます。対象は、同じく令和4年度に実施しました特別給付金の対象者等であり、交付金は対象児童10名、50万円を見込んでおります。次に、124ページです。4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費、補正額955万4,000円減額、説明欄のとおり、病院事業会計繰出金、

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

国民健康保険事業特別会計繰出金それぞれの減額でございます。次に、126ページでございます。7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費、補正額2,360万5,000円増額でございます。説明欄ですが、商工振興事業460万円減額、商品券発行事業600万円減額しますが、この後、出てきます新型コロナウイルス感染症対策経費への振替による減額でございます。UIJターン新規就業支援事業140万円増額、この事業につきましては、東京圏から月形町に移住し就業を希望する者に、月形町が北海道からの補助金を受けて、移住支援金を支給する事業でございます。今回、道補助金となる事業要件が改正されまして、これまで18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合については、一人につき30万円を加算することができるという事業要件でございましたが、これが、最大100万円までに改正されたことから、本町におきましても当初予算で計上していた30万円の2名分を100万円の2名分とすることとして、差額の140万円を増額補正するものでございます。なお、これに伴いまして歳入の道補助金も140万円の4分の3の額105万円を増額するものでございます。新型コロナウイルス感染症対策経費2,820万5,000円です。この経費につきましては、新型コロナウイルス感染症の長期化により停滞しておりました町内消費を回復させ、あわせて、食料品等の物価高騰に伴う生活者支援策を行うもので、大きく分けて二つの事業がございます。一つは、商品券の発行事業で、当初予算で計上しておりました発行額3,000万円を4,000万円に、プレミアム率を20パーセントから30パーセントに拡大して、商品券発行事業補助金プレミアム分ですが、これを1,200万円とするもの。もう一つは、緊急経済対策地域振興支援として5,000円分の地域振興商品券を全町民に配付するものでございます。なお、プレミアム商品券の発行につきましては、10月中旬を予定しており、地域振興商品券の町民皆様への配付につきましては、8月上旬を予定しております。3目 ふるさと公園費、補正額4億2,158万8,000円増額、説明欄ですが、ふるさと公園整備事業4億2,031万2,000円増額でございます。上から順にご説明申し上げます。はじめに、修繕料172万7,000円につきましては、全面改修に入ります町民保養センターのLED照明器具を取り外して、宿泊施設はな工房に移設取り付けするものでございます。次に、保養センター等管理関係業務82万5,000円につきましては、解体撤去をいたします保養センター宿泊施設、通称「温泉ホテル」の産業廃棄物の排出運搬処理業務の委託料でございます。次に、保養センター等改修工事4億930万1,000円でございますが、月形町民保養センター等改修基本計画、昨年、策定しております。この計画に基づきまして、令和4年度に基本設計と実施設計を行いま

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

した。この設計に基づきまして改修整備内容等を精査して、その精査したもので進めたいと考えております。概要につきましては、温泉ホテルは、解体撤去、保養センターは、浴場、内装、電気機械設備等これら全面改修をいたしまして、機能的には、フロント機能を集約して、更に食事提供の機能も付加いたします。宿泊施設の残るはな工房につきましては、空調設備の更新を中心に整備いたします。また、屋外の公衆トイレにつきましては、24時間トイレとして新たに建替えをいたします。それと、EV充電器などの設備を行うこととしまして、道の駅の登録申請にも向かうものでございます。工事期間は令和5年度から令和6年度にかけて約1年間に及びまして、この整備事業につきましては、後ほど、ご説明申し上げますが、継続費としてご提案をさせていただきます。なお、この工事につきましては、建築主体、電気設備、機械設備の三つの工事に分けて発注を考えてございます。令和5年度分の予算額ですが、建築主体工事2億986万5,000円、電気設備工事5,618万2,000円、機械設備工事1億4,325万4,000円、合計4億930万1,000円でございます。次に、備品購入費845万9,000円につきましては、レストランや休憩室に置く椅子やテーブルなどで、北海道木材を使用した月形刑務所のオリジナル製品と券売機を購入する予算でございます。続きまして、説明欄、ふるさと公園活性化事業127万6,000円でございます。これまで地域おこし協力隊の活動費につきましては、必要な経費全てを項目ごとに予算計上しておりました。活動費の弾力的な活用と予算管理事務の軽減の観点から、活動費を特別交付税措置の上限額の範囲で地域おこし協力隊に一括補助できるように見直したことに伴います予算の振替でございます。続きまして、128ページです。8款 土木費 2項 道路橋梁費 2目 道路新設改良費、補正額はございません。財源振替でございます。予定しております市北赤川線道路改良舗装事業の財源でございますが、当初、札沼線代替輸送事業等基金の活用を予定しておりましたが、事業が過疎対策事業債の適債事業の見込みとなったことから、財源を振り替えるものでございます。4目 除雪対策費、補正額382万8,000円増額。説明欄ですが、除雪対策経費、修繕料でございます。ロータリー専用車1号車ですが、今年3月にトランスミッションが故障して、その修理を令和5年度の既定の予算で行いました。修理代382万8,000円を今回補正させていただくものでございます。4項 住宅費 1目 住宅管理費、補正額1,457万5,000円増額。説明欄ですが、町営住宅整備事業775万5,000円、すずらん団地（7～8号棟）屋根塗装等の工事でございます。町営住宅の修繕、中でも屋根の塗装につきましては、現在、全ての町営住宅につきまして、状況を把握・確認する作業に入っておりまして、建築業者の意

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

見も参考として塗り替え順位、時期等を決める作業を行おうとしております。今年の冬ですが、屋根雪が多く積もり、屋根から落雪したときに住宅が損傷したという事態がありました。この事態を受け止めまして、現在、調査確認を行っているところでございますが、実際に発生したことの大事をとり、並びの1棟と合わせまして2棟の屋根の塗装を先行して降雪前に行うものでございます。建設工事発注事務経費682万円増額、この支援業務ですが、修繕や改修予定施設の現地確認をして、改修方法等の助言のほか、設計書や図面作成などを支援してもらうもので、建築技術者が充足していない本町では、令和5年度の当初予算に令和6年度の施設修繕等の予算作成に当たって支援を受けるべく565万4,000円の委託料を予算計上させていただいているところでございます。また、これまで、相当量の設計積算や図面作成等を行ってまいりました農林建設課長が病気で長期休暇に入っているところでございます。これらのことから、令和5年度の建築関係の業務発注に当たっての支援を追加して受けなければ建築の事務が進まないという事態でございますので、この支援の追加をすること。加えて、義務教育学校新築工事の基本設計においても、同じく支援を受けなければ、この業務委託も進まないということで、これにつきましても増額をさせていただきたいということでございます。金額につきましては、合わせて682万円を計上させていただきました。次に、130ページです。10款 教育費 5項 保健体育費 3目 学校給食費、補正額はありません。説明欄ですが、財源振替でございます。小学生、中学生の学校給食費を令和5年度当初に遡って無償化することとするための財源振替でございまして、無償化に係る財源は、本年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とするものであります。

108ページをご覧くださいと思います。次に、歳入です。14款 国庫支出金 1項 国庫負担金 2目 衛生費国庫負担金、補正額86万4,000円減額、国民健康保険基盤安定負担金、国民健康保険における令和5年度の課税額変更に伴う減額でございます。2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金6,318万1,000円増額、説明欄に記載のとおりでございます。2目 民生費国庫補助金66万円増額、説明欄に記載のとおりでございます。次に、110ページです。15款 道支出金 1項 道負担金 2目 衛生費道負担金、補正額112万8,000円減額、国民健康保険における令和5年度の課税額変更に伴う減額でございます。2項 道補助金 5目 商工費道補助金105万円増額、説明欄記載のとおりでございます。続きまして、112ページ、17款 寄附金 1項 寄附金 2目 総務費寄附金、補正額300万円増額、説明欄記載のとおりですが、企業版ふるさと納税寄附金、現在2件、300万円の寄附を頂戴しております。続きまして、114ページ、18款 繰

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金、補正額3,625万4,000円増額、今回の補正予算第1号の財源調整をここで行うものでございます。4目 公有財産整備基金繰入金226万円増額、8目 札沼線代替輸送事業等基金繰入金2,099万1,000円減額、9目 森林環境譲与税基金繰入金207万8,000円増額、森林環境譲与税基金繰入金ですが、町民保養センター整備事業におきます椅子、テーブル等の家具購入の財源とするものでございます。次に、116ページです。20款 諸収入 5項 雑入 4目 給食事業収入609万7,000円減額、学校給食費無償化実施のため、児童生徒の令和5年度分全額が減額とされるものです。5目 雑入1,325万5,000円増額、説明欄記載のとおりでございます。次に、118ページ、21款 町債 1項 町債 4目 商工債4億1,500万円増額、町民保養センター等整備事業に係る起債でございます。5目 土木債、補正額2,090万円増額、説明欄記載のとおりでございます。

それでは、100ページをお開きいただきたいと思います。補正予算第2条、継続費の補正でありまして、第2表のとおり令和5年度から令和6年度にわたる町民保養センター等整備事業のうち、工事請負費に係る経費を追加するものでありまして、総額は10億6,867万2,000円、年割額は工事工程から割り出したもので、令和5年度が総額の約4割となる4億930万1,000円、令和6年度が約6割となる6億5,937万1,000円であります。

次に、101ページです。補正予算第3条 地方債の補正でありまして、第3表のとおり起債事業を2件追加するものであります。なお、町民保養センター等整備事業では、工事請負費全額と備品購入費の一部について過疎債を見込んでいただいております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今説明が終わりました。
- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。 (午前11時05分休憩)
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 (午前11時15分再開)
- 議長 大釜 登 議案第33号及び議案第29号の説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。  
質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 120ページから121ページ、3目 企画費の説明欄、鉄道跡地整備事業の修繕料について、お聞きしたいと思います。昨日の全

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

員協議会で、J R北海道の所有する線路、土地が全面的に月形町に移転されたという説明がありました。その中で、今回、J R跡地の札比内駅にふるさと納税を使って修繕するということですが、今まで、石狩月形駅、月ヶ岡駅、知来乙駅を解体してきたわけですが、札比内駅を修繕するということは、解体しないということによろしいでしょうか。

- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 竹内 晶 答えいたします。修繕料16万5,000円につきましては、旧札比内駅舎について、札比内地区地下水を利用されているということで、地下水の汲み上げポンプに係る電気の配線工事を、こちらで計上しております。駅舎とともに地下水ポンプも譲渡を受けており、この水については、札比内駅の横にあります公衆トイレに水を使用していることから、こちらのポンプに係る電気の配線工事を改めて考えております。また、駅舎につきましては、現在のところ、解体ではなく、一般公募によりまして新たな活用を考えており、今後、再利用に向かって準備を進めていきたいと考えておりますし、活用の希望があって且つ有効活用されるのであれば、取り壊しをしないで、何かしらの活用に向かっていくと考えております。以上です。
- 議長 大釜 登 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 一般公募ということであると、当然、公募された方が駅舎を管理していくということで、町では手出しをしないということですか。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 竹内 晶 そのとおりでございます。
- 議長 大釜 登 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 そういうことであるなら、石狩月形駅舎が無くなって非常に寂しいという声を聞きますので、札比内駅舎の取り壊しをしないことがよく分かりました。以上です。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
  
- 議長 大釜 登 若井昭二議員。
- 議員 若井 昭二 126ページ、ふるさと公園費のふるさと公園整備事業について、素朴に質問したいのですが、補正予算で4億円という大きな金額の計上は、今まで、あったのでしょうか。
  
- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。 (午前11時19分休憩)
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 (午前11時19分再開)



## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 令和に入ってから例では、青果物集出荷貯蔵施設、こめ工房の改修と新築工事は、4億円以上の工事でございます。
- 議長 大釜 登 若井昭二議員。
- 議員 若井 昭二 本来、4億円という金額であれば補正予算で上がるのではなく、3月の当初予算で計上されるのが通常であると、私は聞いていたのですが、なぜ、当初予算に計上されなかったのか。

それから、100ページ、町民保養センター等整備事業ということで令和5年度、令和6年度で総額10億円の工事の記載がありますが、この工事費が126ページに4億円計上されていますけれど、過疎債の対象になると国が7割負担、町が3割負担であると思うので、3億2,000万円程で済む計算になると思うのです。それが1億円多いのは、過疎債の対象にならなかった分があるということでしょうか。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 なぜ、当初予算に、この事業費を計上しないのかというご質問でございますけれど、今回のケースで言いますと、基本設計、実施設計の業務完了が3月という契約でございましたので、それまでに業務が終わらないということは、設計が上がらないということで、工事費が出せない。当初予算の編成作業が1月ぐらいで終わりますので、今までもご説明してきたかと思えますけれど、そのようなことで、大きい事業、小さい事業を含めて、単独事業、補助事業であっても、事業の見通しがついた場合、例えば、補助金が採択されたことをもって、その時期に補正をするだとか、こういうことは通常あることでございますので、こういう事業だから当初予算に上げなければならないという認識は、私たちは持っておりません。

それから、事業費に対して、過疎債だから7割分が落ちて予算が上がってくるのではないかということですが、過疎債を借りた場合、返す時に7割を交付税で措置されますので、ここでは事業費が、起債100パーセントを見込んでいますけれど、その事業費総額がそのまま載ってきます。交付税措置される分がこの予算から除かれるということにはなりません。

- 議長 大釜 登 若井昭二議員。
- 議員 若井 昭二 分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 121ページ、地域公共交通対策事業、代替バスバスベイ調査設計業務1, 324万4, 000円ということで、先ほどの説明です

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

と、町民保養センター近辺と旧石狩月形駅前の調査設計業務ということですが、予算では431万円ということで、国道における設置に関する調査設計業務ですけれど、金額が少し大きいなという気がするのですが、これは、2箇所で1,324万4,000円ということでよろしいでしょうか。

- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 竹内 晶 お見込みのとおり、2箇所となっておりますので、当初計上させていただいた国道のバスベイよりも多くなっていること。調査設計も広範囲になっていること。また、温泉前のバスベイについては、やはり、駐車場内の一般車両の動線確保等安全対策や現地調査も含めた内容としていきますので、事業費としては、一般的な道路の調査設計より少し大きな金額となっている状況です。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 分かりました。2箇所で倍以上になっているということ、駐車場内での安全対策の面もあって、また、広範囲にもなるということで、私の認識が違っていたと言うか、国道の方が大変であると思っていたので、了解しました。  
同ページ、情報推進費、情報セキュリティ強化対策事業が全額補正されて、デジタル田園都市国家構想交付金事業に振り替えているという説明があったと思います。デジタル田園都市国家構想交付金事業3,970万9,000円に振り替えたということで、情報セキュリティ強化対策事業2,962万9,000円全額補正されていますが、これは予算と同額で、当初予算のときの説明では、ウィンドウズOSの更新などに使うということで2,962万9,000円だったと思うのですが、デジタル田園都市国家構想交付金事業に乗ったということは、電子申請等環境整備業務は1,000万円ぐらいと考えてよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 総務課長。
- 総務課長 原 博由樹 まず、当初予算で計上しておりますサーバーの更新業務、約2,900万円ですけれど、既存のサーバーを10月からウィンドウズの保守が切れるということで入替えをした場合の金額で、デジタル田園都市国家構想交付金事業につきましては、やろうとする事業が新しい規格のサーバーでなければ実施できないことで、当初予算分も合わせて事業化することですので、ご質問にあったとおり、サーバー以外の部分については、1,000万円程度の額と考えております。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 合わせられるところは合わせてということで、2,962万9,000円が3,970万9,000円で、委託業務は1,000万

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

円だけれど、合わせられるところは合わせる、という理解でよろしいですか。確認します。

- 議長 大釜 登 総務課長。
- 総務課長 原 博由樹 そのとおりでございます。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 130ページ、これは、素朴な疑問ですが、学校給食費の財源振替ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に振り替えているのですが、月形町が給食の無償化をしたとき、他町村の情報として、この臨時交付金を使って臨時的に給食を無償化しているけれど、コロナの臨時交付金がなくなった後は、まだどうするか分かっていないという自治体があったと思うのですが、月形町は恒常的にやると、今回は臨時交付金を使うけれど、この先もずっと無償化していくと考えてよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 町長。
- 町長 上坂 隆一 そのことについては、前回の議会で私が決断し、今、議員がおっしゃったように、来年のことは関係なく、今後、無償化にするとお約束をさせていただきました。ですから、今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使ってやるけれど、次は、ゼロベースで考えているということではありません。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 了解しました。今回は、臨時交付金を使って、次回については、考えるということですね。  
127ページ、ふるさと公園整備事業、保養センター等管理関係業務ということで、改修工事等いろいろな部分の補正予算が出ているわけですが、全体的なイメージとして、前回の全員協議会で説明があり、レストラン収支計画について赤字110万円出るけれど、それが最大赤字と見てよいのですか、と質問したところ、現在、そういうことだと返答があったと思います。これは、確認ですが、そのように考えてよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 村瀬 潤一 ただ今の質問ですけれど、そのとおりでございます。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 これに関連して、2022年4月に着任された地域活性化起業人から、民間企業のノウハウを使って経営改善を図るということで、彼らに協力いただくということがあったと思いますが、収支計画を立てる時も一緒にやっていると思うのです。その時、赤字について起業人の方たちは何かおっしゃっていましたか。

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 村瀬 潤一 いろいろなアドバイスをいただいておりますけれど、昨年当初ですとホテルの改修という内容でしたので、それであれば宿泊分の料理などでも収益が上げられるというご意見はいただいております。今回、この規模での改修となりますので、経営努力によっては数字は動きますけれど、無理のない数字ということで意見を聞きまして、先日、ご提案、ご説明させていただいたところです。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 民間出の方がどのように赤字を評価するのか気になったので質問しました。無理のない数字ということで、前回の全員協議会でも言われていたとおり、この部分については、黒字化を図っていくということによってよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 村瀬 潤一 そのとおりで、黒字化するよう努力していきます。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 了解しました。
  
- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。 （午前 11時35分休憩）
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 （午後 1時30分再開）
  
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
  
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 温泉の改修関係でございますけれど、これに係る起債の申請はされているのでしょうか。
- 議長 大釜 登 総務課長。
- 総務課長 原 博由樹 今回、予算計上した金額で申請してございます。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 これについては、分かりました。  
同じく、温泉の改修についてですが、今まで、担当課においては、膨大な資料を忙しい中で作っていただき、その資料に基づいて議会と喧々諤々と議論してきたと思います。また、懇談会の最後に担当課参事、副町長の思いはあったと思いますけれど、必要性についてしっかり説明いただいたのではないかと考えております。そこで、町長にお伺いしたいのですけれど、今回の改修につい

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

て、執行責任者として町長の決意、この改修の考え方についてどのように思っているのか。今一度、町長からの言葉をお聞きしたいと思います。

- 議長 大釜 登 町長。
- 町長 上坂 隆一 このことについては、町長として、これまで札沼線の廃線という苦渋の決断後も言い続けていますけれど、新しい月形のまちづくりに全精力を掛けてやるという、その決意の一つとしてこの保養センターの改修、現状の修繕費、配管等の状況も含めて、待ったなしの状況にあるということで、町長としての自分の政治生命をかけて、是非、これをやって、新しいまちづくり、月形のにぎわいづくり、人口減少対策について、しっかり取り進めて行きたいと決意をしています。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 町長の言葉に、強い決意を感じました。終わります。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
  
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 今、町長の決意を聞きましたけれど、私は、財政的な面からお聞きしたいのですけれど、今回、当初予算で13億円を1か月かけて調整をしたいから、3月の当初予算の上程は間に合わないという旨を副町長から相談を受けて、3月の当初予算に上程をしなかった経緯があります。今回、いろんな資料が出ましたので自分なりに見たのですけれど、はな工房は取り止める。数字合わせのために取り止めるんだと。温泉も最初に言っていたことはなくなって、既存の施設を活かすみたいな、数字合わせだからどうしようもないと思ったけれど、はな工房に関しては、以前、議会で解体の話も出ていたこともご存じであると思うけれど、ここに、今回、部屋はいじらないかもしれないけれど1億3,300万円を投資する。そして、よく見ると、トイレは約8,000万円から9,000万円で新設できる。そうすると、皆さんが再三、言っているレストランについて、私は反対ですけれど、それも外につけると1億円でできるのではないか。それを既存の温泉内にとすることで予算書を見て積算してみると、レストランをやるための中の改装に億のお金が動いているという数字が出てくる。そこに、露天風呂をやるにしても知れているし、この狭い空間に4億円以上のお金が掛かるのに、まして、既存の物を壊して新たにそこに施設を入れるとなったら、3倍の手間が掛かってくる。やる業者は良いかもしれないけれど、負担する方は大きなお金が掛かってくる。去年、副町長がうちの財政について説明した中で、うちの財政では8億5,000万円以上は厳しいと話をしておきながら、どうしてお金の掛かる方を選んで、あえて、そこにレストランを、という発想なのかも理解できない。うちの源泉が後何年ぐら



## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

転倒な話はないし、町民がそれを聞いて納得しますか。しませんよ。きちんと調理人がいて、今日の新聞にも載っていましたが、私は、本当に地域のために実際に努力をしてやりたいという人たちがいて、初めてその場所は活性化すると思うし、器を作ってもやる人がいなかったら何にもならない。ただ、お金をどぶに投げるみたいなので、ここに、どうしてこんなにお金を投じなければならないのか。なぜ、お金が掛かるここに持っていくのか、その根拠が分からない。コスト計算をして財政のことを考えるのなら、これは、外です。そして、はな工房だって、以前、議会で解体の話も出ているのに、そこに1億3,300万円を投じていることが理解できない。副町長、あなたは、お金が無いから3月に上程ができなくて調整したのですよね。話の辻褄が合わない。これを、今、私たちに認めてほしいと。確かに、応援する議員もいるでしょう。でも、私は、町民に対して恥をかきたくないし、正直に言いたいから。私が、再三、言っているのは、きちんと調理人を確保してやるなら、応援しますと。でも、その調理人はいない。でも、器は作りたい。やりたいのなら、最初から言っていたトイレと温泉だけをやればよいのです。そこだけは、皆さん応援しているし、私も応援しているのに、なぜ、危険を冒してまでそちらに足を一步踏み入れるのか分からない。そして、お金の掛かる方にレストランを持っていくのか、分からない。もう一度、町長のお考えをお聞きしたい。

○ 議長 大釜 登 町長。

○ 町長 上坂 隆一 あらゆる検討をして、議員は新しく建てた方がもっと安くなるというプロとしての発言かもしれませんが、私は、一定程度のルールに沿って、現場も一生懸命に考えて、このような形でやるのがベストであるという総合的な判断で、今回、提案しておりますので、その責任はもちろん私が取りますし、今後の運営についても、先ほども申し上げたように私が責任を取ります。そして、調理人についても、現在も探しておりますし、先般、三笠市長とも内々にお話をさせていただいています。現在、A調理人とは決定していませんけれど、これまでの議会とのいろいろな協議の中で、ご意見をいただきながら、最終的に私の決断した事項でありますので、何とか議員の皆さんにはご理解をいただき、ご承認をいただきたいと思いますので、どうぞ、よろしくをお願いします。

○ 議長 大釜 登 金子廣司議員。

○ 議員 金子 廣司 私が責任を取る。立派な言葉です。どんな責任の取り方をするのか分からないけれど。私は、議員が決めたことは、議員にも責任があると思っているので、常にそういうつもりで私は議員バッジを付けている。だから、中途半端な考えはしていないし、言う事は言わせてもらう。町長は、再三、議会にもいろいろな意見をとっているけれど、私たちが毎回、宿題を

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

出しても、毎回、何も変わっていなかった。堀前議員から、何も変わっていない、これでは全協を開く必要がないと、私も議長の時に怒られました。先ほども聞きましたけれど、なんだかんだこれを推し進めたいという根拠が知りたい。こんなにこだわるのは、何があるのか、と聞きたい。町長の思いだけでこれをやったら、すぐに潰れますよ。そんな思いで商売ができるわけがない。我々は、町民のお金を使おうとしているのに、そんなに甘いものではない。これが、自分でお金を出すのならやるかという、やりませんよ。各々、自分が経営者だったら、絶対にやりませんよ。それが普通なのです。お金を掛けたら良いものができるというものでもない。お金というのは、有効に使って価値のあるように使うからお金なのだから。トイレを8,000万円から9,000万円で建てられるのなら、レストランも1億で建てられますよ。今回、図面を見た限りでは、下足箱が一番奥にあるから、皆さん土足で入ってくる。入浴された方の畳の休憩室は洋室、食べ物を作る所に土足で入って、そこに下足箱、前は入口にあったのに。そういう細かなことの一つだって衛生面が非常に気になる。そして、キャンプ客も受け入れるということも、去年、話していたけれど、それは、大いに結構、だったら外に作る。去年、今、議長である大釜議長が、キッチンカーなどで様子を見なさい、と。私も、何度も提案しましたがけれど、一切、その話は消えたし、耳も傾けてくれない。だから、どうして、ここに、これだけ執着するのか、お聞きしたい。これだけのお金を使う意味が分からない。お願いされて、そうですか、と聞ける話ではない。町長が、私が責任を取ります。というレベルの話ではないと思う。私は、納得できなければ、これには間違っても賛成はできない。町長の思いは何回も聞いたけれど、精神論では経営はできない。実際にこれを開いたときに、お客さんが来て、本当に、ここが活性化して黒字になるのかということを考えなければならない。1年目に赤字の数字を持ってきても、2年目には黒字になるよう努力します、と。言葉では何でも言える。そんなことを我々は聞いているのではない。まして、レストランの経営が、これはあなた方が作ったものだが、最初から110万円赤字ですが、認めてください、と。これに賛成の議員は馬鹿ですよ、私に言わせたら。そのように町民に言われますよ。

- 議長 大釜 登 金子廣司議員、発言に気を付けてください。
- 議員 金子 廣司 了解です。

町民はそういう発言をすと思っています。私は口が乱暴だから、悪いけれど、やはり、誰もが納得して、誰もが理解できるようなことを。今回、設計費を掛けているけれど、それは投げたと思っていないし、良い教訓になると思う。だから、何度も言うけれど、まずは、トイレと温泉、そして、解体、そして、はな工房は、正直に言うけれど、平成4年の建物で築31年が経過しているから、



## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

そこに1億3,000万円を掛ける物でもない。これを掛けているということは、この先に何かをしようということが見え見えで、変な話、どさくさに紛れてやって、これだけ投じることに議員の皆さん賛成したのですから、ここに部屋を作るというストーリーが見えてくる。はな工房には手を掛けないよう予算調整をしたと言っていたのに、よくよく分解してみたらそうではなかった。本当にこれは私からのお願いです。頼むから町長が最初に言ったトイレと温泉の改修だけで何とか納める方法を選択してほしい。レストランについては、本当にやりたいという調理人がいたら、我々はいくらでも応援をする。今、あえて、作るべきではないと思う。私は、そういう思いでしかない。町長の思いは何回聞いても答えは同じなので、これ以上、聞いてもどうしようもないのかもしれないけれど、このまま採決をするなら、私は反対討論を述べさせてもらうけれど、やはり、我々も賛成するときには、町民から理解される形でしないと、何を考えているのか、と言われるような判断はできない。私はそう思っている。ほかの議員は分かりませんが。町長の決意を聞いて、分かりました、という議員もいるかもしれませんが。だけど、私は先ほどの町長の決意は決意でも何でも無い。町長が本当ににぎわいの町にしたいなら、貴重なお金を使うのだから、もう少し石橋を叩いて渡ってほしい。うちは、今、義務教育学校の設置も控えていて、それにも大きなお金が動くし、これからお年寄りが増えて人口も減ってくるので、もう少し、そういう人たちにも目を向けていかなければならないし、そのためにも、今、無理をしてやるべきではないと私は思う。最後に町長の考えをもう一回、どうしてもやりたいというのであれば、答弁はいらぬです。考える余地があるか、ないかだけ、お聞きしたい。

○ 議長 大釜 登 町長。

○ 町長 上坂 隆一 何としてもやらせていただきたいという思いは変わりませんし、そのことについて、私が責任を取ります、と口で言うのは簡単だと言われても、私が責任を取る、ということで、ご理解いただきたいと思えます。

ただ、議員がおっしゃるレストランをどうして外に建てないのか。私の計算では、こうだし、子どもでも分かる計算であると言われても、私は、レストランを外に改めて建てる方が危険であると思っています。繰り返しますけれど、今回の整備については、議員がおっしゃるように、この後の新しいまちづくりに多額のお金が必要なことは、私も重々、承知の上で、しかし、待たなしの今の保養センターの状況について、これまで、議会の皆さんに承認していただき、二つの大手業者を入れてやって、その結果、たいへん辛い思いをしてきたことも、私も外から見て承知しておりますけれど、私は、何とか、今、考えているスモールスタートのレストラン経営、調理人もあらゆる手段を講じて探しておりますので、そういう形の中で、ご承認をいただいて進めたい。ただ、今、

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

議員がおっしゃったレストランの運営のあり方、当初に整備しようとしている内容等の検討、精査については、もう一度、担当課も含めて、実施設計に当たって十分検討していきたいと思っておりますけれども、基本的な考え方や内容等については、議会のご理解、ご承認をいただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 町長の考えが何を言っても変わらないのなら、私は、これ以上、何も言わないけれど、ただ、当然、町の持ち出し、償還は12年となっているけれど、これを維持していくためには委託料も出てくると思う。そのときに、この件に絡めて係の人たちがどういう責任を取るのか見てみたいと思います。どちらにしても、これ以上やってもどうしようもないので、私は、今の考えを絶対に変えないので、採決に入ったら、反対します。以上です。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「反対討論します」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論がありますので、これから討論を行います。  
まず、原案に反対の方の発言を許します。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 私は、今回の保養センターの予算については、賛成できません。やはり、もう少し時間を掛けても良いから、もう一度、中身を精査してやるべきであると思います。今、町長の思いで承認いただきたい、とお話をしてはいますが、これで前進したときに、私の任期中であると思っておりますけれども、たぶん、今まで過去20年、議員をやらせてもらっているけれども、それを見てる限りでは、辛い場面が来るのかなと。そんなふうを考えています。それによって今回のものについては、承認できません。私は、反対いたします。
  
- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午後 1時58分休憩）
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（午後 1時58分再開）
  
- 議長 大釜 登 次に、原案に賛成者の発言を許します。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 一期目以来の討論なので、正しくできるか分かりませんが、何かあったら注意していただきたいと思っております。  
私は、今回の令和5年度一般会計補正予算の採決に対しましては、賛成討論をさせていただきます。私たちの保養センター、そして、レストランにまつわ

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

る不安は、正に、金子議員の言うとおりであります。私自身も議員になってから、これまで、過去のホテルのレストランに関わる二つの委託業者の撤退を見ており、それを経験すれば、金子議員の指摘は至極当然であると思っております。

しかし、保養センターについては、老朽化した保養センターの改修に絡め、道の駅としての機能を持たせる皆楽公園エリアを有機的な結び付けで取り上げていくということ。

二つ目として、町が選任し、昨年4月に着任した地域活性化起業人のお二人が、社員の方々と共に同じ仕事をしながら作り上げた、保養センターの改修とその後の運営計画であること。

三つ目、昨今の工事費、また、建築資材料の高騰や過疎債など、起債、資金に関して、この事業を先送りすることに不安があること。

ほかにも、月形町内における食べる所を望む声があることや雇用の創出等々挙げられます。そこに必要性を感じています。もちろん、先延ばしをして、温泉が軌道に乗ったところでレストランをと言っても、誰が、どのタイミングで判断してゴーサインを出すのか。また、調理人などスタッフが揃ったところと言っても、私たちは、過去に調理人協会から派遣された調理人による温泉レストランの経験をしております。にぎわっていたでしょうか。どちらにしても難しい選択であると思っております。改めて申しますと、この保養センターの改修について、その必要性を鑑みると、改修後、動き出したその経営、動向を注視し、手遅れにならないよう折々で指摘し、何かあれば、そのときは、行政、振興公社に強く迫り、原因の追究、そして修正に導く。それが、過去の経緯を知る、過去の二の舞を避けるため、過去に関わった私をはじめ議員の仕事であると思っております。よって、保養センターの改修工事を含め、今定例会の令和5年度一般会計の補正予算について、私は、賛成いたします。

○ 議長 大釜 登 ほかに討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

○ 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午後 2時03分休憩）

○ 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時04分再開）

○ 議長 大釜 登 これから、議案第33号 月形町民保養センター宿泊施設条例を廃止する条例の制定について及び議案第29号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

○ 議長 大釜 登 この採決は、起立によって行います。議案第33号 月形町民保養センター宿泊施設条例を廃止する条例の制定について及び議案第

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

29号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第2号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は、ご起立願います。（起立4名、不起立2名）

○ 議長 大釜 登 ご着席ください。起立多数と認めます。

したがって、議案第33号 月形町民保養センター宿泊施設条例を廃止する条例の制定について及び議案第29号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○ 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午後 2時05分休憩）

○ 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時06分再開）

◎ 日程8番 議案第32号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程9番 議案第30号 令和5年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○ 議長 大釜 登 日程8番 議案第32号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程9番 議案第30号 令和5年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、関連がありますので一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書173ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第32号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。国民健康保険事業における保険税率等につきましては、例年、課税標準額が把握できるこの時期に北海道から決定通知のあった保険事業費納付金額や標準保険料率等を勘案して、見直しを行っております。令和5年度につきましては、物価高騰による生活への影響を考慮し、少しでも加入者の負担増を抑制する考えに立って、保険税率等の見直しを行い、そのことにより見込まれる財源不足については、加入者への負担還元観点から、国保財政調整基金を活用することとしたところであります。なお、本案につきましては、令和5年5月15日開催の月形町国民健康保険運営協議会にお諮りをしまして、妥当であるとの答申をいただいているものであります。条例の改正内容、税率等の見直しの内容であります。配付させていただいております議案第32号説明資料をご覧くださいと思います。

別紙説明資料により説明する。

今ほど説明申し上げた保険税率等の改正を基にした試算では、令和5年度の保険税の年額は令和4年度と比較して、平均で1人当たりでは3,400円

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

ほどの増額、また、1世帯当たりでは200円ほどの減額となります。

議案書にお戻りいただきたいと思えます。175ページです。附則の施行期日と経過措置であります。この条例は、公布の日から施行し、改正後の月形町国民健康保険税条例の規定は、令和5年4月1日から適用するものであります。また、経過措置としまして、改正後の月形町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものであります。なお、関連の予算につきましては、議案第30号 令和5年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）で、ご審議をいただくものであります。以上で説明を終わります。

続きまして、議案書135ページをお開きください。議案第30号 令和5年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,315万円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は136ページから137ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

例年、国民健康保険事業特別会計の当初予算は、保険税額の算定基礎となる所得割課税標準額が出されていないために、概算により予算を編成させていただいております。例年、保険税率等の見直しを第2回定例会において行っているところであります。このため、先ほどの議案第32号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてにおいて、説明申し上げましたとおり、令和5年度における保険税率等の改正に係る考えを基に、保険税額を見直し、減額するとともに代替財源として財政調整基金からの繰入金を増額するなどして、予算の補正をさせていただくものであります。

148ページをお開きください。事項別でございます。はじめに、歳出です。3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付費分 1目 医療給付費分、補正額27万5,000円減額、医療給付費分の減額ですが、納付金額の確定に伴う減額と財源振替でございます。2項 後期高齢者支援金等分 1目 後期高齢者支援金等分、補正額はございません。財源振替でございます。3項 介護納付金分 1目 介護納付金分、補正額5,000円、納付金額の確定に伴う増額と財源振替でございます。

144ページをお開きください。歳入です。1款 国民健康保険税 1項 国民健康保険税 1目 国民健康保険税、補正額1,801万7,000円減額、1節から3節のとおり、課税見込額の変更に伴う減額でございます。続きまして、146ページ、6款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

繰入金、補正額265万6,000円減額、保険基盤安定繰入金については、課税見込額の変更に伴う減額、未就学児均等割保険料繰入金については、課税見込額の変更に伴う増額でございます。2項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金、補正額2,040万3,000円増額、課税見込額の変更に伴いまして保険税等が減額となるため、財政調整基金で財源調整をするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第32号及び議案第30号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
  
- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午後 2時17分休憩）
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（午後 2時25分再開）

### ◎ 日程10番 議案第31号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）

- 議長 大釜 登 日程10番 議案第31号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書151ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第31号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。補正予算第2条 収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部 1款 病院事業収益 1項 医業収益614万6,000円増額、2項 医業外収益303万円増額、計917万6,000円増額し、病院事業収益の総額を6億6,947万5,000円とするものであります。支出の部 1款 病院事業費用 1項 医業費用917万6,000円増額し、病院事業費用の総額を、

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

病院事業収益の総額と同額の6億6,947万5,000円とするものであります。補正予算第3条 資本的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部 1款 資本的収入 3項 企業債3,140万円増額、4項 補助金546万1,000円増額、計3,686万1,000円増額し、資本的収入の総額を7,097万8,000円とするものであります。支出の部 1款 資本的支出 1項 建設改良費4,478万2,000円増額し、資本的支出の総額を1億886万4,000円とするものであります。これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,996万5,000円を3,788万6,000円に、また、過年度分損益勘定留保資金についても、同様、同額に改めるものであります。

今回の補正予算につきましては、町から受託する新型コロナウイルスワクチン接種業務に関する経費や医師住宅建築工事請負費等を計上させていただいております。

164ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出でございます。1款 病院事業費用 1項 医業費用 1目 給与費、補正予定額162万8,000円増額。説明欄ですが、町から受託する新型コロナウイルスワクチン接種業務において雇う医師及び看護師の報酬でございます。2目 材料費、補正予定額545万6,000円増額、診療材料費ですが、ワクチン接種に係る診療材料費20万円と、全額、道費の補助金を見込んでおります、マスク、ゴーグル、ガウン、フェイスシールド等の个人防护具の整備費525万6,000円でございます。3目 経費、補正予定額209万2,000円増額。2節 旅費交通費、ワクチン接種業務に係る旅費、11節 委託料ですが、国民健康保険月形町立病院経営強化プラン作成業務の業務委託でございます。これにつきましては、国が定めた公立病院経営強化ガイドラインに基づき、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、経営強化プランを作成しなくてはならないもので、その業務委託料でございます。この作成に係る財源につきましては、一般会計からの負担金でございます。

162ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入です。1款 病院事業収益 1項 医業収益 4目 その他医業収益、補正予定額614万6,000円増額、説明欄記載のとおりです。2項 医業外収益 1目 他会計負担金689万8,000円減額。一般会計からの負担金ですが、病院経営強化プラン作成に係る不採算地区病院の運営に要する経費198万円増額と医師確保対策に要する経費887万8,000円の減額でございます。この減額は、ワクチン接種における受託収入や道補助金の増収による財源調整を行うものでございます。5目 補助金992万8,000円増額。内訳ですが、説明欄、道補助金のうち、感染症病床確保推進事業費補助金467万2,000円につ

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

いては、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について支援されるものでございます。感染症医療提供体制整備事業費補助金525万6,000円については、新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療機関に対して支援されるもので、支出の部、診療材料費でご説明しました、個人防護具の整備に関する補助金でございます。

168ページをお開きください。資本的収入及び支出の支出です。1款 資本的支出 1項 建設改良費 1目 有形固定資産購入費、補正予定額4,478万2,000円増額です。医療器械、什器備品購入549万円増額、道補助金を活用しまして、解析付き心電計、ベッドサイドモニター、電動ベッドを購入するものでございます。2節 工事請負費、医師住宅建築工事ですが、町立病院では、常勤医師の一人体制が続いております。今、この一人体制を複数体制に復活させようとしており、医師確保に向けた取組を行っております。まだ確定していませんが、来年4月の医師着任に目途が立ってきたところであり、医師着任に当たり必要な住宅整備をするものでございます。住宅整備につきましては、旧副院長住宅を取り壊して、新たに医師住宅を新築するものでございます。新築する住宅の仕様ですが、現院長住宅と全く同じものを考えております。住宅建築を着工して、医師の着任時、予定は来年4月ですけれど、その時には入居できるようにしたいと考えております。事業費は、現存住宅の解体費用を含めて3,929万2,000円であり、財源は起債3,140万円を見込んでございます。この事業には、国保調整交付金、補助金が見込めるようになっておりますが、約750万円ですけれど、これについては、補助事業の制度上、令和6年度予算に計上する予定となっております。

166ページをお開きいただきたいと思います。資本的収入及び支出の収入です。1款 資本的収入 3項 企業債 1目 企業債、補正予定額3,140万円増額、医師住宅建築に係る病院事業債でございます。4項 補助金 1目 補助金546万1,000円増額、医療器械、什器備品購入に係る道補助金でございます。

152ページをお開きください。補正予算第4条 企業債の補正、医師住宅整備事業を追加するものであります。補正予算第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、給与費162万8,000円増額し、4億671万6,000円に改めるものであります。補正予算第6条 たな卸資産購入限度額であります。545万6,000円増額し、8,495万6,000円に改めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）



## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第31号は、原案のとおり可決することにした  
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決する  
ことに決定いたしました。
  
- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午後 2時38分休憩）
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
（午後 2時38分再開）
  
- ◎ 日程11番 議案第34号 月形町過疎地域持続的発展市町村計画の変更  
について
- 議長 大釜 登 日程11番 議案第34号 月形町過疎地域持続的  
発展市町村計画の変更についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書179ページをお開きください。ただ今、議  
題となりました議案第34号 月形町過疎地域持続的発展市町村計画の変更  
について、ご説明申し上げます。議案第34号は、現在の月形町過疎地域持  
続的発展市町村計画に搭載されていない事業を当該計画に搭載し、事業の財  
源として予定する過疎対策事業債の申請を可能とするため、当該計画の一部  
を変更しようとするものであり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別  
措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議  
決を求めるものであります。計画の変更内容であります。はじめに、17  
9ページです。計画における区分、産業の振興の観光・交流資源の整備充実・  
有効活用に、町民保養センター等の大規模改修を加えるとともに、区分、医  
療確保の診療施設病院に医師住宅整備事業を追加するものです。次に、18  
0ページです。区分、教育の振興の学校教育関連施設に義務教育学校整備事  
業を追加するものです。次に、181ページです。区分、再生可能エネルギー  
の利用の推進に、新たに再生可能エネルギー利用施設として、公共施設省  
エネ・再エネ整備事業、過疎地域持続的発展特別事業再生可能エネルギー利  
用として、あんしん住宅補助事業、その他として、公用電気自動車整備事業  
及び電気自動車充電施設整備事業を加えるものであります。なお、本計画変  
更につきましては、北海道との間の事前協議を終了しているものであること

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

を申し添えさせていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第34号は、原案のとおり可決することにし  
たいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決する  
ことに決定いたしました。
  
- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。 （午後 2時42分休憩）
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
（午後 2時42分再開）  
（渡辺農業委員会会長 午後 2時42分退席）

### ◎ 日程12番 同意案第2号から日程22番 同意案第12号までの11件、 月形町農業委員会委員の任命について

- 議長 大釜 登 日程12番 同意案第2号から、日程22番 同意案  
第12号までの11件は、いずれも月形町農業委員会委員の任命について  
ありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書183ページから203ページです。ただ今、  
議題となりました同意案第2号から同意案第12号までの11件を一括して  
ご提案させていただきます。いずれも月形町農業委員会委員の任命について、  
本議会の同意を求めるものであります。農業委員の任命につきましては、農  
業委員会等に関する法律の規定によって、議会の同意を得て任命するもの  
であり、任命する委員の数は月形町農業委員会の定数に関する条例に規定する  
定数11名であります。なお、委員の任期は、令和5年7月20日から令和  
8年7月19日までの3年間です。

それでは、説明申し上げます。議案書183ページ、同意案第2号 月形  
町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命し  
たいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会  
の同意を求めます。記として住所 月形町\*\*\*\*\*、氏名

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

服部 栄、\*\*\*\*\*生まれです。

続きまして、議案書185ページ、同意案第3号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 月形町\*\*\*\*\*、氏名 青柳和宏、\*\*\*\*\*生まれです。

続きまして、議案書187ページ、同意案第4号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 月形町\*\*\*\*\*、氏名 黒宮勝美、\*\*\*\*\*生まれです。

続きまして、議案書189ページ、同意案第5号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 月形町\*\*\*\*\*、氏名 伊藤清揮、\*\*\*\*\*生まれです。

続きまして、議案書191ページ、同意案第6号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 月形町\*\*\*\*\*、氏名 渡辺祥紀、\*\*\*\*\*生まれです。

続きまして、議案書193ページ、同意案第7号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 月形町\*\*\*\*\*、氏名 山崎敏美、\*\*\*\*\*生まれです。

続きまして、議案書195ページ、同意案第8号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 月形町\*\*\*\*\*、氏名 齋藤武志、\*\*\*\*\*生まれです。

続きまして、議案書197ページ、同意案第9号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 月形町\*\*\*\*\*、氏名 瀧澤 剛、\*\*\*\*\*生まれです。

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

続きまして、議案書199ページ、同意案第10号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 月形町\*\*\*\*\*、氏名 金山伸吾、\*\*\*\*\*生まれです。

続きまして、議案書201ページ、同意案第11号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 月形町\*\*\*\*\*、氏名 米林信廣、\*\*\*\*\*生まれです。

続きまして、議案書203ページ、同意案第12号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 月形町\*\*\*\*\*、氏名 渡邊 隆、\*\*\*\*\*生まれです。

ただ今、ご説明申し上げました同意案第2号から同意案第9号までの委員については、個人による推薦の委員であります。同意案第10号及び同意案第11号の委員については、団体等による推薦の委員であります。また、同意案第12号の委員については、応募による委員であります。なお、同意案に係る本人の経歴等については、お手元の説明資料「月形町農業委員任命者経歴等」のとおりでありますので、その内容の朗読については割愛させていただきます。

以上、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長 大釜 登 ただ今、同意案第2号から同意案第12号までの説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。同意案第2号から第12号までの月形町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決については、1件ずつ行います。

○ 議長 大釜 登 お諮りいたします。同意案第2号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

- 議長 大釜 登 次に、同意案第3号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 大釜 登 次に、同意案第4号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 大釜 登 次に、同意案第5号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 大釜 登 次に、同意案第6号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 大釜 登 次に、同意案第7号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 大釜 登 次に、同意案第8号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 大釜 登 次に、同意案第9号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 大釜 登 次に、同意案第10号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 大釜 登 次に、同意案第11号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

- 議長 大釜 登 次に、同意案第12号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
  
- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午後 2時53分休憩）
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（午後 2時55分再開）  
（渡辺農業委員会会長 午後 2時55分入室）
  
- ◎ 日程23番 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（令和4年度月形町一般会計）
- 議長 大釜 登 日程23番 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（令和4年度月形町一般会計）を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書205ページをお開きください。ただ今、議題となりました報告第1号 繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。令和4年度月形町一般会計において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度、令和5年度へ繰り越した経費の額を同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告させていただくものであります。206ページをご覧ください。本年5月31日に調製しました令和4年度繰越明許費繰越計算書であります。6款 農林水産業費 1項 農業費 新型コロナウイルス感染症対策経費（農業用肥料購入支援事業）ですが、予算額1,377万5,000円全額を令和5年度へ繰り越しました。財源は国庫支出金1,176万9,000円、一般財源200万6,000円です。
- 議長 大釜 登 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、質疑を終わります。
- 議長 大釜 登 以上で報告第1号は、報告済みといたします。
  
- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午後 2時57分休憩）
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（午後 2時57分再開）

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

- ◎ 日程24番 報告第2号 株式会社月形町振興公社の経営状況について
- 議長 大釜 登 日程24番 報告第2号 株式会社月形町振興公社の経営状況についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書207ページをお開きください。ただ今、議題となりました報告第2号 株式会社月形町振興公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告させていただきます。なお、内容につきましては、企画振興課参事が説明いたしますので、ご承認賜りたく、よろしくお願い申し上げます。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 村瀬 潤一 それでは、私から、報告第2号 株式会社月形町振興公社の経営状況について、ご説明をさせていただきます。  
はじめに、第29期、令和4年度の決算状況について説明させていただきますので、229ページをお開きください。まず、決算の概要、令和4年度の運営状況について、簡単に説明した後に資料に沿って説明させていただきたいと思います。
- 第29期、令和4年度の特徴といたしまして、2点ほど挙げられますが、まず、地域活性化起業人の配属によりまして、運営等の改善を行ったこと。2点目として、施設、設備の故障が多発していたということが挙げられます。
- まず、1点目の起業人の配属による運営改善につきましては、国の制度を活用いたしまして令和4年4月1日付けでホテル運営に関する経験豊富な人材を支配人、マネージャーとして配属し、現行体制の運営改善に関する助言や施設改修、改修後の運営に関する助言等を受けながら、運営体制の改善を図ってまいりました。これまでの活動の一例を申し上げますと、現行体制の運営改善に関する助言等につきましては、ホテル、温泉フロントの一元化、勤務シフトの最適化、客室販売の最適化、朝食提供の開始などが挙げられます。また、施設改修、改修後の運営に関する助言等につきましては、改修関係の定例会議に出席いただいて、助言を受けたり、改修後の運営を見据えた配置や人の動き等について検討していただいたり、また、改修に向かったスケジュール案の作成、レストラン再開に向けた検討、経営安定に向けた検討などを行っていただいております。任期につきましては、3年間、令和7年3月31日までとなっております。それまで、振興公社の社員一同が様々な知識の習得ができればと考えております。

2点目の施設、設備関係の故障の影響につきましては、令和3年度同様、温

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

泉ゆりかごとホテルの配管、ボイラー関係の故障が多発し、温泉はお湯の温度が上がらなくなり、ホテルにつきましては、冷暖房機に不具合が発生するなど、利用客に多大なご不便をお掛けする事態となりました。

このほかの取組といたしまして、令和4年度は、はな工場の30周年記念事業ということで、町内花き生産者と連携した花飾りや水辺の家でのイベントの開催、トマトジュース専用自販機の設置、トマトジャムの販売等を行ってPR、にぎわいづくりに取り組んできたところでございます。

それでは、議案に沿って説明をさせていただきたいと思っております。230ページをお開きください。

議案に基づき逐条的に説明する。

以上で月形町振興公社の経営状況についての説明、報告とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 若井昭二議員。
- 議員 若井 昭二 212ページ、第30期（令和5年度）、1組織運営体制、（2）運営体制の【改善事項と課題】ということで、「人材育成に取り組んでいきます」とありますが、前回、起業人の方々とお会いして、いろんなお話をさせてもらったところですが、その中で起業人の方々が、現在、従業員の中に、ホテルの支配人、マネージャーの候補がないということをおっしゃると思うのですが、今現在、そしてこれからは、起業人に並ぶような支配人やマネージャーの育成について、起業人や公社の方々、役場では、どのようにお考えなのか、お伺いします。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 村瀬 潤一 ただ今のご質問ですけれど、支配人とマネージャーに来ていただいておりますが、実際にフロントの事務所で一緒に働きながら見ていただいているところですが、支配人、マネージャーからも、少しずつではありますが、公社の社員の意識、認識が変わってきているという報告を受けております。ただ、管理、監督をする支配人という立場を担える人材が、今現在いるか、というと、少し難しい状況であると思っております。また、公社も変革の時期でありますので、辞めていく社員もおります。そのような中にはありますが、残った社員については、少しでも問題意識を持っていただいて、スキルを上げていただきたいと思います。また、起業人の任期が令和7年3月までありますので、その間にふさわしい人材を投入して、任期満了後もしっかり運営できるような体制を作っていきたいと考えております。以上です。



## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

- 議長 大釜 登 若井昭二議員。
- 議員 若井 昭二 今、投入と言われましたが、現状の公社の社員ではなく、ほかから引っ張ってくるということか。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 村瀬 潤一 そういうことも検討しております。
- 議長 大釜 登 若井昭二議員。
- 議員 若井 昭二 次に、213ページ、少し最初の質問と重なる部分がありますが、2各施設の運営方針、(1)月形町民保養センター及び宿泊施設の【改善事項と課題】のところで、「地域活性化起業人や新たに配属された地域おこし協力隊と連携しながら」ということですが、この部分に公社の社員の方々という文言がなく、公社の社員の方々があまり重要視されていないのではないかということで、私がそのように受け止めただけなのかもしれませんが、その辺りはどうなのか。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 村瀬 潤一 実際に残って運営していく方々は、公社の社員となりますので、当然ながら公社の社員にも関わっていただいて、さらには、専門的な知識をお持ちの起業人や地域おこし協力隊と協力しながら、体制を作っていくという意味でございます。以上です。
- 議長 大釜 登 若井昭二議員。
- 議員 若井 昭二 分かりました。  
それから、今後にも関わることで気になることですが、(2)皆楽公園の【改善事項と課題】のところで、「水辺の家施設は、農産物直売所とワカサギ釣りの運業者の一部有償貸付けしています」ということですが、今後、キャンプや皆楽公園の位置づけとして、観光の目玉になっていくと思うのですが、以前も少し言ったと思いますけれど、人が集まって、そこが目玉になって拠点としてやっていったときに、湖の水質について問われてくると思うのですが、やはり、キャンプには子どもたちもたくさん来られると思いますので、安全性ということから、水質検査については、今後、行っていくのでしょうか。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 村瀬 潤一 皆楽公園は、河川の一部となっております、農場川、北農沢川の水も入ってきている河川でございますので、水質検査については、振興公社、町でも行った経緯はありませんが、きれいな環境でご利用していただけるように努めていきたいと思っています。以上です。
- 議長 大釜 登 若井昭二議員。

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

- 議員 若井 昭二 やはり、せっかくキャンプに来てくれている人たちがいるので、そういうところの安全性をうたうことも一つの戦略であると思うので、そこはしっかりやっていただきたいと思います。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
  
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 1点だけですが、222ページ、予算説明書の説明の中で、かなり単位が変わっているところがあるのですが、去年より金額が変わったときに単位が変わっていることで、見分けがつかなかったものがあるので、それについて言っていただきたいということがあります。例えば、多目的アリーナの営業収益の説明欄、去年は3,000人×300円と記載されていたものが、今年は500件×2,400円と記載されているので、これをどのように計算したらよいのか、ほかにも多々あったので、変わった部分については、説明していただきたいということが、要望としてあります。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 村瀬 潤一 申し訳ございません。来年以降、変更がある箇所については、都度、ご説明をさせていただきたいと思います。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 了解しました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、質疑を終わります。
- 議長 大釜 登 以上で報告第2号は、報告済みといたします。
  
- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。 （午後 3時40分休憩）
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 （午後 3時41分再開）
  
- ◎ 日程25番 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議長 大釜 登 日程25番 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書243ページをお開きください。ただ今、議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。令和5年9月30日付けで任期満了となります

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

人権擁護委員の鳥潟真二さんの後任について、梅澤政仁さんをお願いすることとして、法務大臣へ推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、候補者の推薦に当たり本議会の意見をお伺いするものであります。

梅澤さんは、\*\*\*\*\*生まれで、現在、月形町\*\*\*\*\*にお住まいであります。梅澤さんは、定年退職まで月形町役場に42年間勤務されておられましたが、人格識見はもちろんのこと、公正な人物で人権擁護委員の使命をしっかりと果たされるものと思っております、ご提案を申し上げた次第であります。なお、任期につきましては、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間です。

以上、提案どおりご決定いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
- 議長 大釜 登 お諮りいたします。諮問第1号は、この際、討論を省略し、適任としたいと思います。  
これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、諮問第1号は、適任とする意見で答申することに決定いたしました。
  
- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午後 3時43分休憩）
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（午後 3時44分再開）

◎ 日程26番 意見案第2号 農畜産物の安全性並びに生産継続のための防疫の徹底に関する要望意見書の提出についてを議題といたします。

- 議長 大釜 登 日程26番 意見案第2号 農畜産物の安全性並びに生産継続のための防疫の徹底に関する要望意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 意見案第2号をご覧願います。意見案第2号 農畜産物の安全性並びに生産継続のための防疫の徹底に関する要望意見書の提出について、地方自治法第99条の規定に基づき、要望意見書を提出するものです。令和5年6月8日の提出です。この意見案の賛成者として、月形町議会議員 松田 順一議員、同じく東出 善幸議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

提案理由を説明します。

政府の新型コロナウイルスの水際対策による外国人の入国制限が、昨年10月から大幅に緩和され、また、本年5月からは新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが5類感染症となり、国内外の観光客も北海道に徐々に戻ってきています。

こうした傾向により交流人口が増加するのは望ましいことですが、一方で、人間の疾病だけに限らず、外部から動物や植物の病害がもたらされることが懸念されています。

国、北海道では対策を執られているものの、近年、畜産では口蹄疫、豚コレラ、鳥インフルエンザが、農産物では植物寄生性線虫などの発生、その拡大が懸念されており、その対策を積極的に強化する取組が求められています。

農畜産物の安全性並びに生産の継続を確保するため、防疫のより一層の強化とその徹底のため、次の措置を強く要望するものであります。

一つ目は、空港や主要駅等の設置者に消毒マットの設置をさせるなどの防疫対策を講じること。

二つ目は、農場への侵入に関する注意喚起を目的とした国民・企業への広報活動を定期的に行うこと。

三つ目は、旅行者が多く訪れる施設に対し、消毒マットの設置について啓蒙活動を行うことです。

各議員のご賛同を賜りますことを心からお願い申し上げ、意見案第2号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。意見案第2号は、原案のとおり提出することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、意見案第2号は、原案のとおり提出することに決定いたしました。

### ◎ 日程27番 会議案第2号 議員派遣について

- 議長 大釜 登 日程27番 会議案第2号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり、決定したいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」

## 令和5年第2回月形町議会定例会 2日目（6月9日）

の声あり)

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
  
- 議長 大釜 登 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。会議を閉じます。これをもって、令和5年第2回月形町議会定例会を閉会いたします。

(午後 3時49分閉会)